

西条市危機管理指針

西 条 市

令和4年2月 改訂版

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 定義	1
3 指針の適用範囲	1
第2章 市の責務	1
1 基本的責務	3
2 職員の責務	3
3 市民の協力	3
4 事業者の協力	3
第3章 危機管理体制	3
1 危機管理統括責任者	3
2 危機管理責任者	3
3 危機管理連絡会議	3
4 危機管理発生時の対策本部等体制	3
5 西条市危機管理体制の整備	4
第4章 危機管理の基本方針	4
1 事前対策	4
2 応急対策	5
3 事後対策	5
第5章 指針と個別の計画・マニュアル等との関係等	6

第1章 総則

1 目的

この指針は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態、本市行政の円滑な運営に重大な影響等を及ぼす事件・事故等の危機事象に関し、本市における危機管理の基本を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産を危機事象から保護することを目的とする。

2 定義

(1) 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態、本市行政の円滑な運営に重大な影響等を及ぼす事件・事故等の危機事象」をいう。

本指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、「新型インフルエンザ等感染症」及び「事件・事故等」の4つの種別に分類する。

① 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」をいう。

また、緊急対処事態とは、同法第22条第1項の事態をいう。

③ 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項で定めている疾病をいう。

④ 事件・事故等

事件・事故等とは、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機で、テロ、環境汚染などをいう。

(2) 危機管理

危機管理とは、危機から市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的として、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り、危機を收拾し、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

3 指針の適用範囲

本指針は、想定外の危機事象及び突発的な危機事象を含め、危機事象全般に対する基本的かつ総合的な対処の指針とするとともに、個別の危機事象に係る危機管理に関する具体的な対応は、それぞれ個別の計画に従い対応する。

なお、危機の発生当初にあって、その危機がいかなる原因によって発生したものであるかわからない場合については、本指針に基づき初動対応を行い、危機の内容が明らかになった

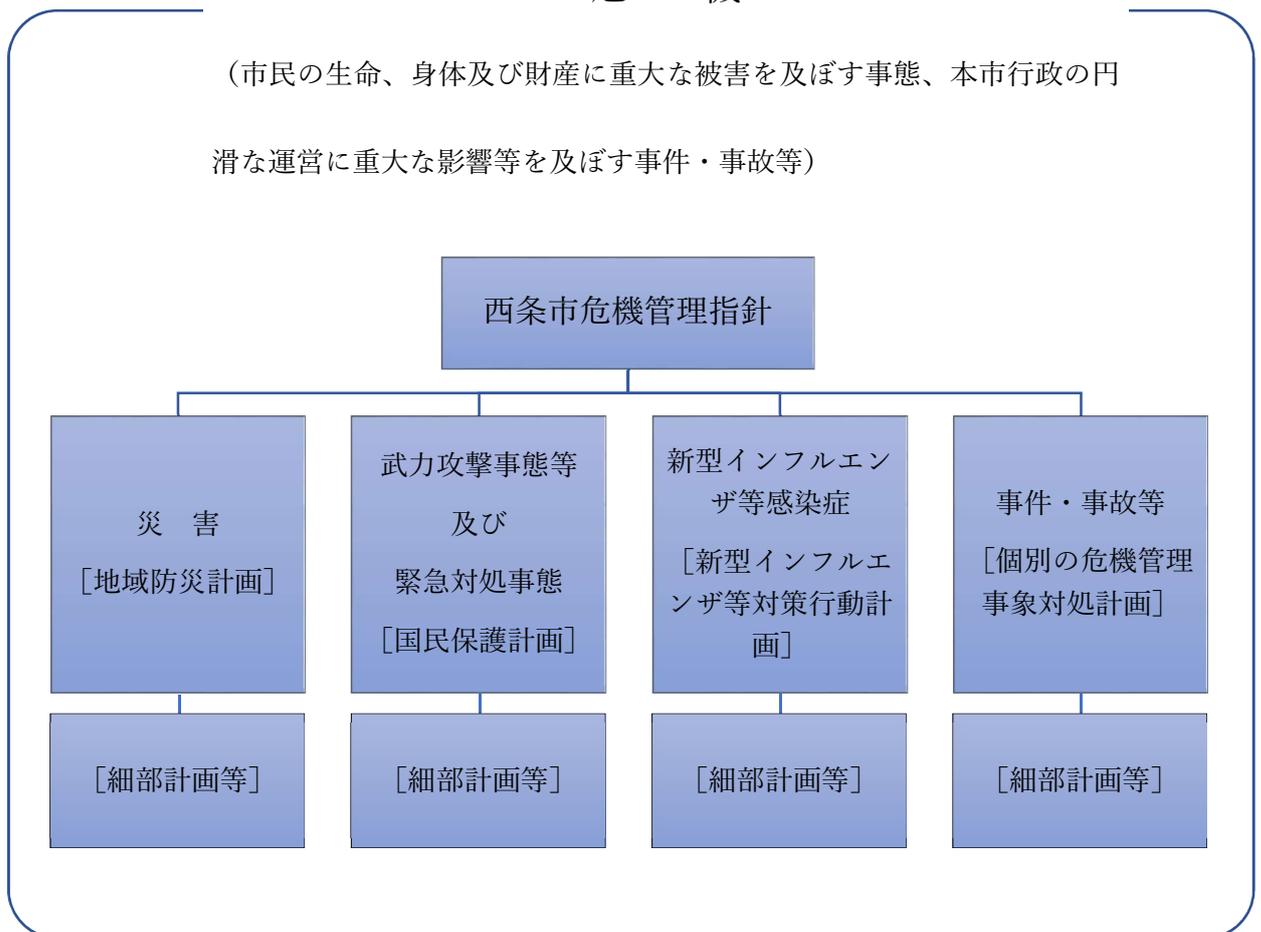
段階において、速やかに他のしかるべき計画による対応に移行するものとする。

- (1) 災害
 - 西条市地域防災計画（地震災害対策編）
 - 西条市地域防災計画（津波災害対策編）
 - 西条市地域防災計画（風水害等災害対策編）
 - 西条市水防計画
- (2) 武力攻撃事態等及び緊急処理事態
 - 西条市国民保護計画
- (3) 新型インフルエンザ等感染症
 - 西条市新型インフルエンザ等対策行動計画
- (4) 事件・事故等
 - 個別の危機事象対処計画

【危機の定義】

危 機

（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態、本市行政の円滑な運営に重大な影響等を及ぼす事件・事故等）



第2章 市の責務

1 基本的責務

本市は、市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、種々の危機事象に対し、本市が有する人的・物的な資源・機能を最大限に活用するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、総合的かつ効果的な対策を推進する責務を有する。

2 職員の責務

職員は、常に危機を想定し、その対応策を検討するとともに、訓練や研修を通じて必要な知識や技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産を危機事象から保護する責務を有する。

3 市民の協力

- (1) 市民は、平常時から危機管理に関する知識や技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、情報入手手段の確認など、危機に備えるための手段を講ずるように努める。
- (2) 市民は、危機に対する訓練等に参加することによって、危機に際して自発的に活動できるように努める。
- (3) 市民は、危機に際して地域において相互に協力し、被害を最小限にとどめるように努める。
- (4) 危機管理において、市民は、市の危機管理に積極的に協力するよう努める。

4 事業者の協力

- (1) 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努める。
- (2) 危機管理において、事業者も地域社会の一構成員として、積極的に市民、自主防災組織などと連携・協力するよう努める。

第3章 危機管理体制

1 危機管理統括責任者

危機管理監は、危機管理統括責任者として、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理するとともに、危機管理責任者を統括する。

2 危機管理責任者

各部長は、危機管理責任者として、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者、関係機関等との横断的な連携を図り、各部内における危機管理を推進する。

3 危機管理連絡会議

危機管理監が、危機に際し、本部の設置に至らない段階において、本部設置の必要性等を判断するために必要と認めるときに開催する。

4 危機発生時等の対策本部等体制

市は、危機が発生した場合又はそのおそれがある場合には、あらかじめ定めた計画に基づいて初動体制等を取り、危機の状況・規模に応じて、連絡本部、警戒本部、対策本部等（以下「対策本部等」という。）を設置し、危機に迅速かつ的確に対応する。

【対策本部等の体制】

体制 (危機レベル)	状 況	本部の長
情報連絡本部 (レベル 1)	(1) 想定する危機事象が発生し拡大するおそれのあるとき。 (2) 所管する課の危機事象が発生したとき。 (3) その他想定する危機事象に関して、関係課長が必要と認めたとき。	関係課長
危機警戒本部 (レベル 2)	(1) 想定する危機事象の拡大により、多数の人命に危害が生じるおそれが生じたとき。 (2) 所管する部及び複数部局にわたる危機事象が発生したとき。 (3) その他想定する危機事象に関して、関係部長が必要と認めたとき。	関係部長
危機対策本部 (レベル 3)	(1) 想定する危機事象が発生し、多数の人命に損害が生じ、または生じるおそれがあるとき。 (2) 全庁的な対応が必要と考えられる危機事象が発生したとき。 (3) その他想定する危機事象に関して、市長が必要と認めたとき。	市長 (全庁体制)

5 西条市危機管理体制の整備

危機管理の総合的な推進を図るために全庁的な情報共有、連絡調整体制の確立並びに本指針及び計画、マニュアル等の策定や修正等を行うため「西条市庁内防災検討専門部会」を設置する。

第4章 危機管理の基本方針

1 事前対策

市は、事前対策として、常時から危機に関する情報収集に努めるとともに、危機を想定してその予防対策に最善を尽くし、応急対策及び事後対策に備える。

(1) 危機に関する調査・研究

平常時から危機発生 の 要因、危険度、被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防、被害の軽減など可能な限り事前対策を講じるものとする。

(2) 点検・確認等の実施

所管事業や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や

設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるように努める。

(3) 関係機関等との連携強化

危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるようにするため、関係機関と協定等を締結するなど、連携・協力の体制づくりを推進する。

(4) 訓練・研修の実施

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識や技術を習得するための研修などを実施する。

また、訓練終了後には検証を実施して十分な効果を発揮できるよう努める。

(5) 市民の危機意識の啓発

危機に備えるため、市は、市民に対して危機管理に関する知識・技術などの情報を提供し、危機に対する意識の啓発を図る。

2 応急対策

市は、危機発生時に、被害や影響を最小限にとどめるための応急対策を実施する。応急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くす。

(1) 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに関係各部が初動体制等を取り、機動的かつ横断的に対応する。

危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、対策本部等の体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

(2) 対処方針の決定

市は、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な対処方針を決定する。また、これを職員及び関係機関等に周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

(3) 関係機関等と連携した応急対策の実施

市は、被害や影響を最小限にとどめるために、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。

なお、危機の内容や規模、被害状況により、他の地方公共団体等の応援が必要な場合には、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

(4) 市民への情報提供

市は、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。また、情報内容は、市民にできる限り分かりやすい情報となるように努める。

3 事後対策

市は、危機の収拾後に市民生活の回復を図るための支援や復旧活動などの事後対策を実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

(1) 市民生活の安定・復旧

危機の収拾後、市は、関係機関等と相互に協力して、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復の促進に努める。

(2) 検証

危機の收拾後、市は、危機管理全体について総合的な調査・検証を行い、発生原因やその予防、被害の軽減などの改善策を計画や細部計画等に反映させる。

【危機管理の基本方針】

事前対策	応急対策	事後対策
<ul style="list-style-type: none">•危機に関する調査・研究•点検・確認等の実施•関係機関等との連携強化•訓練・研修の実施•市民の危機意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">•危機発生時の組織体制•対処方針の決定•関係機関等と連携した応急対策の実施•市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none">•市民生活の安定・復旧•検証

第5章 指針と個別の計画・マニュアル等との関係等

本指針は、本市における危機管理に関する基本的かつ総合的な方向性等を示すものであり、個別の危機事象に係る危機管理に関する計画及び危機管理マニュアル等については、本指針に基づき、策定・作成するものとする。その策定・作成に当たっては、当該危機事象の発生の可能性があり、及び想定される場合は、危機管理の円滑かつ効果的な推進の観点から、できるだけ早期に対応するものとする。

また、この指針の策定時に既に策定・作成されている個別の危機事象に係る危機管理に関する計画（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ対策行動計画等）及び個別の危機管理事象対処計画等については、本指針に基づき、策定・作成することとする。